

令和3年4月5日

ご利用者様各位

京都市右京ふれあい文化会館  
(公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団)

**令和3年4月5日更新**  
**新型コロナウイルス感染拡大予防に係る安全対策ガイドライン**

**創造活動室のご利用にあたって**

創造活動室をご利用になられる主催者様におかれましては、以下の内容にご留意いただき、新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、この安全対策ガイドラインは、令和3年3月31日までの運用を令和3年4月21日まで適用して運用するものとなります。

また、4月5日から4月21日までの期間につきましては、観客を入れてのイベント（本番）の終演時間を21時までにされますよう要請させていただきます。※練習等でのご利用は通常どおり21時30分までご利用いただけます。

今後の感染拡大の動向のほか、政府等の対処方針の変更により、適宜改訂を行いますが、利用日時点の取扱いが適用されますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

◎ **基本的な感染拡大防止対策として、関係者、来場者等に周知、徹底をお願いいたします。**

- ① マスクの常時着用
- ② 手指の消毒や手洗い
- ③ 大声を出さないことの奨励、咳エチケット
- ④ 相互の社会的距離の確保
- ⑤ 厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ」（COCOA）や「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」の通知サービスの活用
- ⑥ 37.5℃以上の発熱がある場合や、下記の症状等に該当する場合は来館しないでください。

◆咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐などの症状

◆PCR 検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合

◆過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

## ◎ 利用内容による収容定員について

- ① 大声の発声（大声での歓声，声援，歌唱等を含む）が伴わない利用（演者，来場者，利用者等を含む）で，感染防止策を総合的に講じたうえで収容定員の100%以内（120名まで）でご利用いただけます。
- ② 大きな発声（大声での歓声，声援，歌唱等を含む）を伴う利用（演者，来場者，利用者等を含む）は，収容定員の50%以内（60名まで）でのご利用となります。

## ◎ 練習，本番利用の共通事項について

- ① 表現上困難な場合を除き，施設内ではマスク着用を徹底してください。
- ② 休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに，ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように利用者等に周知をお願いいたします。
- ③ 感染防止の観点から演者（利用者）間で十分な距離（最小1 m（できるだけ2 mを目安に））を確保してください。
- ④ 近接した距離での会話は避けてください。
- ⑤ 仕込み・リハーサル・撤去等において，十分な時間を設定し，密な空間の防止に努めてください。
- ⑥ 機材や楽器，用具等の取扱者を選定し，不特定者の共有を制限してください。
- ⑦ その他，稽古や仕込み・撤去等においても，十分な感染防止策をお願いいたします。
- ⑧ 控室は，密にならないように定員を調整するとともに自然換気を行ってください。 → 更衣室は，密にならないように，人と人との十分な距離（最小1 m（できるだけ2 mを目安に））を確保してご利用ください。また，ご利用の前後には十分な換気を行ってください。
- ⑨ 利用の際に出たゴミは，お持ち帰りください。
- ⑩ 当日，施設内外で来場者，利用者，関係者等の検温（検温器は主催者側でご用意ください）を行い，37.5℃以上の発熱があった場合には自宅待機等の対応をお願いします。

## ◎ 客席，ステージを設けてのご利用について

- ① 客席内ではマスク着用を必須とし，未着用の来場者に対しては配布（主催者側でご用意ください）や販売等や，個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。
- ② 客席内において，大声での発声，歌唱や声援を伴う利用は，座席の間隔を十分な距離（最小1 m）を確保して椅子を設置してください。
- ③ 特定の範囲をステージとして使用し，客席を設ける場合は，ステージと客席

との間隔は2 m以上空けてください。

④ 来場者と接触するような演出（声援を惹起する，来場者を舞台に上げる，ハイタッチをする等）は行わないでください。

⑤ 演者同士の間隔は，十分な距離（最小1 m（できるだけ2 mを目安に））空けてください。

#### ◎ その他

可能な範囲で利用者，関係者，来場者等の氏名及び緊急連絡先を把握し，作成した名簿を一定期間（概ね1箇月）保管してください。こうした情報は必要に応じて保健所等の公的機関へ提供するため，利用終了後に会館側が主催者から提出を求める場合があります。

なお，個人情報の保護の観点から，名簿等の保管には十分な対策を講じ，期間経過後は適切に廃棄してください。

ご不明な点がありましたら，会館職員にお問い合わせください。

以上